

教職第949号
教児安第756号
令和5年1月20日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部教職員課長
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

交通死亡事故抑止の推進について (依頼)

このことについて、別添写しのとおり、令和5年1月13日付け交推第68号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本年の県内における交通事故死者数が、1月12日現在の県警速報値で7人（前年同期比+5人）と急増しており、そのうち5人は歩行者であり、時間帯別では半数以上が夜間発生のものであるなど、一定の傾向が見受けられ、今後、同種事故のさらなる発生が危惧されるところです。

つきましては、貴所属職員、貴管下学校等の教職員及び児童生徒等に対して事故の傾向を周知するとともに、交通死亡事故抑止のため、各種会議や交通安全教育等の機会に、下記事項について御指導をお願いいたします。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (3) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

【担当】

- ・職員の交通安全対策について
千葉県教育庁教育振興部教職員課管理室
TEL：043（223）4036
- ・交通安全教育について
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL：043（223）4091

教職第949号
教児安第756号
令和5年1月20日

各教育事務所長 様

教 育 長

交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、令和5年1月13日付け交推第68号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本年の県内における交通事故死者数が、1月12日現在の県警速報値で7人（前年同期比+5人）と急増しており、そのうち5人は歩行者であり、時間帯別では半数以上が夜間発生のものであるなど、一定の傾向が見受けられ、今後、同種事故のさらなる発生が危惧されるところです。

については、貴所属職員に対して事故の傾向を周知するとともに、交通死亡事故抑止のため、各種会議等の機会に、下記事項について指導願います。

なお、各市町村教育委員会学校安全主管課長に対しては、別添写しのとおり通知したことを申し添えます。

記

- （1）横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- （2）歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- （3）飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

【担当】

- ・職員の交通安全対策について
教育振興部教職員課管理室
TEL：043（223）4036
- ・交通安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL：043（223）4091



教職第949号
教児安第756号
令和5年1月20日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部教職員課長
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

交通死亡事故抑止の推進について (依頼)

このことについて、別添写しのとおり、令和5年1月13日付け交推第68号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本年の県内における交通事故死者数が、1月12日現在の県警速報値で7人（前年同期比+5人）と急増しており、そのうち5人は歩行者であり、時間帯別では半数以上が夜間発生のものであるなど、一定の傾向が見受けられ、今後、同種事故のさらなる発生が危惧されるところです。

つきましては、貴所属職員、貴管下学校等の教職員及び児童生徒等に対して事故の傾向を周知するとともに、交通死亡事故抑止のため、各種会議や交通安全教育等の機会に、下記事項について御指導をお願いいたします。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (3) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

【担当】

- ・職員の交通安全対策について
千葉県教育庁教育振興部教職員課管理室
TEL：043（223）4036
- ・交通安全教育について
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL：043（223）4091

教職第949号
教児安第756号
令和5年1月20日

各県立学校長様

教 育 長

交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、令和5年1月13日付け交推第68号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本年の県内における交通事故死者数が、1月12日現在の県警速報値で7人（前年同期比+5人）と急増しており、そのうち5人は歩行者であり、時間帯別では半数以上が夜間発生のものであるなど、一定の傾向が見受けられ、今後、同種事故のさらなる発生が危惧されるところです。

については、貴校教職員及び児童生徒等に事故の傾向を周知するとともに、交通死亡事故抑止のため、各種会議や交通安全教育等の機会に、下記事項について指導願います。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (3) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

【担当】

- ・職員の交通安全対策について
教育振興部教職員課管理室
TEL：043（223）4036
- ・交通安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL：043（223）4091

教総第1270号
教児安第756号
令和5年1月20日

庁内各課長
各教育機関の長様
(県立学校を除く)

教 育 長

交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、令和5年1月13日付け交推第68号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本年の県内における交通事故死者数が、1月12日現在の県警速報値で7人（前年同期比+5人）と急増しており、そのうち5人は歩行者であり、時間帯別では半数以上が夜間発生のものであるなど、一定の傾向が見受けられ、今後、同種事故のさらなる発生が危惧されるところです。

については、所属職員に対して事故の傾向を周知するとともに、交通死亡事故抑止のため、各種会議等の機会に、下記事項について指導願います。

なお、主管課においては、関係団体にも周知願います。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (3) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配意すること。

【担当】

- ・職員の交通安全対策について
企画管理部教育総務課総務班
TEL：043（223）4002
- ・交通安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL：043（223）4091



交推 第 6 8 号
令和5年1月13日

千葉県交通安全対策推進委員会委員 様

千葉県交通安全対策推進委員会事務局長
(千葉県環境生活部くらし安全推進課長)

交通死亡事故抑止の推進について (依頼)

交通安全対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年の県内における交通事故死者数は、1月12日現在(県警速報値)で7人(前年同期比+5人)と急増しており、全国ワースト1位タイという極めて憂慮すべき事態となっています。

また、交通死亡事故の発生状況を見ますと、死者7人のうち5人は歩行者であり、時間帯別では半数以上が夜間発生のものであるなど一定の傾向が見受けられ、今後、同種事故のさらなる発生が危惧されるところです。

つきましては、委員の皆様におきましても、下記のとおり、歩行者保護と夜間帯の交通事故防止について特に御配意の上、職域や地域における広報啓発のほか、職員やその御家族等に対する注意喚起を図っていただくなど、交通死亡事故の抑止に御協力くださいますようお願いいたします。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (3) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配意すること。



(事務局担当)

千葉県環境生活部くらし安全推進課
交通安全対策室 松田

TEL 043-223-2258

E-mail ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp